

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田 口 知 明

市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)	
地域名 (地域内農業集落名)	桧木内 (戸沢、共和、桁沢、中泊、寺村、比内沢、宮田、浦子内、堀内、三共、中里、小滝、吉田、小波内、相内、松葉、高屋、畑中、山口、長戸呂、下田、木田、相沢、管野、久保、大台野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年 3月11日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中山間農業地帯で条件不利農地が多数存在する。
- ・水害が多く、用水の確保が難しい区域もある。
- ・高齢化率が高い地区であり、担い手の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・不作付け地の増加を防ぐため、そばの作付けを増やし、産地化を図る。
- ・用水が確保できるほ場は水稻栽培を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	446.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	446.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の地域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の活用については、法人化も含めて検討が必要。 基盤整備困難な区域については、農地耕作条件改善事業や中山間畑地化整備事業等を活用し、耕作条件を改善する
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
高収益作物の栽培を行っている経営体が少ない。他地区からの高収益作物の栽培を希望する参入者や新規就農希望者等の受け入れを積極的に行う。 農外参入も積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
新規作物栽培希望者や新規就農希望者はJAより高収益作物の栽培について指導をいただく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が絶えない地区であるため、防獣ネットや電気柵等の設置により被害防止を図る。
市担当課、地元猟友会と連携し作物の食害等を防ぎ、安定収入を確保する。
- ⑦条件不利農地が多数存在する地区であり、荒廃農地の発生や①の鳥獣被害の発生も懸念されるため、防除等は地域内各区域で計画的に行う。
- ⑧農道、用排水路の保全管理は地域内各区域毎に計画的に行う。